

千葉労働局発表
令和5年10月3日

【照会先】

千葉労働局職業安定部
職業対策課長 山本政好
職業対策課長補佐 伊熊雅美
地方障害者雇用担当官 佐伯公帥

(代表電話) 043-221-4391

(直通電話) 043-221-4392

報道関係者 各位

「もにす認定企業」の認定通知書交付式を行います

～ 習志野市で初の認定事業主が誕生しました ～

厚生労働省では、令和2年4月より「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（通称：もにす認定制度）」を創設、実施しております。

このたび、千葉労働局（局長 岩野 剛）は、以下の企業を「障害者雇用に関する優良な中小事業主」として認定しましたので、下記のとおり認定通知書交付式を行います。

認定事業主

アシザワ・ファインテック株式会社（習志野市） 県内 11 社目

令和5年8月7日認定 ***習志野市で初の認定事業所です！**

【事業の内容：生産用機械器具製造業】



共に進む(ともにすすむ)という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や 社会に進んでいくことを期待し、名付けられました。

認定通知書交付式

日 時 : 令和5年10月30日(月) 10時30分より

場 所 : 千葉労働局 局長室

千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎 2階

※撮影、傍聴可。なお、当日の取材をご希望される方は、事前に千葉労働局職業安定部職業対策課 障害者雇用担当官 佐伯(043-221-4392)まで御連絡をお願いいたします。

厚生労働省及び千葉労働局は、もにす認定企業について広く情報発信及びPRを行い、身近なロールモデルとなっただくことで、千葉県内における障害者雇用への理解と雇用促進を図ってまいります。

障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者[※]を1名以上雇用していること
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。か、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	①雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		良	2点	良				2点	
		②人材面	特に優良	2点			②定着状況	特に優良	6点
	優良		1点	優良				4点	
	良		2点	良				2点	
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		質的側面	③満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		④職務選定・創出	特に優良	2点				④キャリア形成	特に優良
			優良	1点			優良		4点
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点	良		2点		
			優良	1点					
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点	成果関係の合格最低点			6点 (満点24点)	
			優良	1点	情報開示 (ディスクロージャー)	取組(アウトプット)	⑤体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点
		特に優良	2点	優良				1点	
		⑦募集・採用	特に優良	2点	成果(アウトカム)	⑥数的側面	特に優良	2点	
			優良	1点			優良	1点	
		⑧働き方	特に優良	2点		⑦質的側面	特に優良	2点	
			優良	1点			優良	1点	
		⑨キャリア形成	特に優良	2点	情報開示関係の合格最低点			2点 (満点6点)	
優良			1点	合計の合格最低点			20点 (満点50点)		
⑩その他の雇用管理		特に優良	2点	取組関係の合格最低点			5点 (満点20点)		
	優良	1点							